

第4章 構造改善局

第1節 農業農村整備事業の推進

1 概 説

(1) 農業農村整備事業実施概要

農業の生産性の向上及び需要の動向に即した農業の再編成の促進や、「新政策」に基づいた経営規模の拡大、担い手の育成・確保等の構造政策を推進するため、その基本的条件である農業生産基盤の計画的かつ円滑な整備が肝要である。

また、都市と比較して立ち遅れている農村地域の生活環境の整備を積極的に推進するとともに、都市にも開かれたゆとりある農村空間の創出を図るため、農村地域の総合的な整備を一層推進する必要がある。

このため、平成6年度においては、経営規模の拡大・農地の連担化、生活環境の整備、中山間地域の活性化、国土・自然環境の保全等に資する事業を重点的に実施するとともに、事業効果の早期発現を図るため、NTT資金を活用しつつ、計画的かつ効率的な事業の実施を図った。

また、平成5年度のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れに伴う国際化の急激な進展を踏まえ、我が国農業の体質強化を緊急に図る観点から、担い手が相当数存在するなど地域の体制が整っており、緊急的に農業の体質強化を図る必要のある地区について、事業効果を早期に発現させるため工期の短縮等を図り、または場整備等の核となる事業とこれに関連するかんがい排水事業等を有機的な連携の下に集中的な実施を行い、地区としての十全の事業効果の早期発現を狙ったウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策を策定した。さらに平成6年度1次補正予算において対策予算として、3,000億円を計上した。

(2) 土地改良長期計画

平成5年度から14年度までの10箇年間に総額41兆円（調整費3兆6,000億円を含む。）に相当する事業を実施する第4次土地改良長期計画を平成5年4月に閣議決定。その全文は以下のとおり。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第4条の2に規定する土地改良長期計画を次のとおり定める。

ア 土地改良事業の実施の目標

今後の農業発展の方向に即応して農業基盤の整備及び開発を図り、もって農業構造の改善、農業の生産性の向上及び国内における食料供給力の維持強化に資することを目的とし、平成5年度以降の10箇年間に総額41兆円（調整費3兆6,000億円を含む。）に相当する事業を実施するものとする。

この計画においては、地域における関係農業者等の合意形成を図りつつ、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農業基盤の整備を推進し、併せて景観形成や環境保全に配慮した快適で活力ある農村地域の形成及び国土資源の効率的利用に資するため、農用地の総合的整備及びその前提となる基幹農業用排水施設の整備並びに各種防災事業を推進するとともに、農産物需給の動向等を考慮しつつ農用地造成事業を推進することを基本方針とし、平成5年度以降の10箇年においては、継続事業の早期完了を図るほか、計画的に新規事業の実施を進めるものとする。

その種別ごとの事業の実施の目標は次のとおりとする。

- (ア) 農用地総合整備事業（農用地の利用上必要な農業用排水施設（基幹的なものを除く。）及び農業用道路の新設及び変更、区画整理その他農用地の改良のため必要な事業）

農用地総合整備事業については、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農用地の整備を行い、併せて快適な生活環境の形成等に配慮した農村地域の環境の改善及び国土資源の効率的利用に資するため、それぞれの地域の自然的、社会的条件等に応じた整備水準の達成に必要な事業を総合的に推進するものとする。

この場合、田については、農地の流動化及び集団化と併せては場の大区画化を推進することを重視し、ほ場整備を中心に、農業用道路の整備、農業用排水施設の整備及び暗渠排水、客土その他の田地の改良のた

めに必要な事業を、畑については、畑地総合整備を中心に、農業用道路の整備、農業用排水施設の整備、区画整理その他畑地の改良のために必要な事業を、快適な生活環境の形成等農村地域の環境の改善に配慮しつつ総合的に実施するものとする。また、広域にわたる農産物の生産その他の営農の組織化のためその基幹となる農業用道路の整備を実施するものとする。

平成5年度以降の10箇年間ににおいては、効率のかつ安定的に農業経営を行う者が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資するため、田を約90万ヘクタール、畑を約50万ヘクタール整備するのに必要な事業を行うものとする。

(イ) 基幹農業用排水施設整備事業（農用地の利用上必要な農業用排水施設で基幹的なものの新設及び変更）

基幹農業用排水施設整備事業については、農用地整備の前提となる条件を整備するとともに、農業上の土地利用の高度化、水利用の安定と合理化等を図るため所要の事業を行うものとする。

(ウ) 防災事業（農用地の保全のために必要な事業）

防災事業については、農業災害の軽減及び農業用水の汚濁、農用地の土壌の汚染その他の公害の防止又は除去を図るとともに、農用地整備の前提となる条件を整備するため、それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全、公害対策等の各種防災事業を総合的に推進し、併せて農用地の保全を通じて国土の保全に資するよう実施するものとする。

(ニ) 農用地造成事業（農用地の造成並びに埋立て及び干拓）

農用地造成事業については、農産物の需給の動向及び立地条件を考慮しつつ、地域の特性に応じた多様な農業生産の展開を図るとともに、国土資源の効率的利用に資するため、草地の造成、既耕地の整備と一体的な農地の造成等を行うものとし、平成5年度以降の10箇年間に、農用地約10万ヘクタールの造成を行うものとする。

イ 事業量

この計画における土地改良事業に関する事業量は、おおむね次のとおりとする。

国が行い又は補助する事業	32兆3,600億円
(ア) 農用地総合整備事業	21兆9,500億円
(イ) 基幹農業用排水施設整備事業	6兆3,300億円
(ウ) 防災事業	2兆6,700億円
(ニ) 農用地造成事業	1兆4,100億円
地方単独事業等	5兆0,400億円
調整費	3兆6,000億円

合 計

41兆0,000億円

なお、この計画の実施に当たっては、今後の農業事情、経済事情、財政事情等を勘案しつつ、弾力的な推進を図るものとする。

2 農業農村整備事業の実施

(1) 水田営農活性化排水対策特別事業

ア 概説

水田の畑利用の基礎条件である排水条件を緊急に整備することにより、水田農業確立対策を推進し、水田農業の体質強化及び転作の定着を図るため、5年度に水田営農活性化排水対策特別事業を創設し、その推進を図るとともに、4年度以前に採択された水田農業確立排水対策特別事業及び、61年度以前に採択された排水対策特別事業についても引き続き推進している。

イ 事業の仕組み

(ア) 都道府県営水田営農活性化排水対策特別事業

(内 容) 排水路、排水機場、排水樋門の新設・改修、用水路の新設・改修、区画整理、客土、暗きょ排水等

(事業主体) 都道府県

(採択基準) 20ha以上

(採択期間) 5～7年度

(補助率) 農林水産省・北海道・離島50%

(イ) 水田営農活性化基準整備事業

(内 容) 用排水路施設、暗きょ排水、客土、区画整理等

(事業主体) 都道府県、土地改良区等

(採択基準) 特殊地域型20ha以上、排水不良型5ha以上

(採択期間) 5～7年度

(補助率) 農林水産省45% (50%)、北海道・離島50%、奄美60%

() 内補助率は特殊地域を示す。

ウ 事業の6年度実施状況

(単位：地区、百万円)

事業名	新規	継続	事業費	国費
都道府県営水田営農 活性化排水対策特別 事業	66	554	50,862	25,441
水田営農活性化基盤 整備事業	172	136	23,402	12,000
計	238	690	74,264	27,441

(2) 基幹農業用排水施設の整備

ア 事業の種類

基幹農業用排水施設等の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業があり、国営事業にあたっては、受益面積おおむね3,000ha以上（畑地帯にあつては、1,000ha以上）、都道府県営事業にあつては、受益面積おおむね200ha以上（畑地帯にあつては、100ha以上）にわたる土地の基幹農業用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県営事業は、さらに、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

国営事業の国庫負担率は、農林水産省2/3～70%、北海道・離島75～85%、沖縄90～95%、奄美90%となっている。また、都道府県営事業の国庫負担率は50～80%となっている。

イ 6年度における整備の目標

長期計画において基幹農業用排水施設については、は場条件の整備の前提条件を整備するとともに、農業上の土地利用の高度化、水利用の安定と合理化等を図るため所要の事業を行うこととなっており、このため継続事業の早期完了を図るとともに新規事業についても計画的に推進を図ることとしている。

したがって、6年度における事業の実施に当たっては、基幹農業用排水施設整備等、本来の趣旨に従って、引き続き事業効果の早期発現に配慮するとともに、地区別の事情を十分に握し、制度の効率的な運用を図ってきた。

ウ 事業実施の状況

基幹農業用排水施設の整備は、国営かんがい排水事業、都道府県かんがい排水事業及び水資源開発公団営事業に分かれて実施されている。このうち、国営、都道府県営及び団体営かんがい排水事業の6年度事業実施額は4,347億円で、事業種別の実施額及び地区数は表1のとおりである。

(ア) 国営かんがい排水事業

6年度における継続地区は農林水産省68地区、北海道71地区、沖縄5地区計144地区で、これらの地区においては5年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、農林水産省4地区、北海道7地区計11地区は事業を完了した。

また、6年度においては、新たに農林水産省3地区、北海道5地区、計8地区の新規着工並びに農林水産省5地区、北海道1地区計6地区の新規全体実施設計地区の採択を行った。（表2）

(イ) 都道府県営かんがい排水事業

基幹農業用排水施設の整備事業として都道府県営かんがい排水事業を実施している。

また、国営又は都道府県営土地改良事業により造成

されたダム、頭首工、機場、基幹水路等の基幹的施設について緊急に必要な補強工事及び排砂対策工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る都道府県営土地改良施設整備事業を実施している。

6年度においては、継続地区1,077地区の事業を推進するとともに、このうち177地区を完了した。また、新たに128地区について着工するとともに、新規全体実施設計として5地区を採択した。

(ウ) 団体営かんがい排水事業

国営、都道府県営かんがい排水事業で実施する基幹農業用排水施設に附帯する末端施設の整備及びは場整備に先行して末端施設の整備を実施する団体営かんがい排水事業を推進している。

6年度においては、継続地区430地区の事業を推進し、新たに137地区を採択した。このうち150地区を事業完了した。

エ 水資源開発公団事業

水資源開発公団は、水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、水資源開発促進法・水資源開発公団法に基づいて、水資源開発水系に指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川及び筑後川）において、各水系の水資源開発基本計画に沿って、農業用水等の確保といった利水目的や治水目的など多目的にわたる施設を一元的に建設するとともに、完成した施設の管理を一貫して実施している。

建設事業（農業用水関係分）においては、6年度予算額307億7,869万円、うち農水補助金額157億4,318万円をもって、筑後川下流用水事業、愛知用水二期事業、豊川用水施設緊急改築事業、利根大堰施設緊急改築事業及び利根中央用水事業の継続5地区を実施し、埼玉合口二期事業を完了した。

また、管理事業（農業用水関係分）においては、6年度予算額97億7,734万円、うち農水補助金額12億6,482万円をもって、群馬用水、利根導水路、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水、木曾川用水、三重用水、香川用水、両筑用水、愛知用水及び豊川用水の継続12地区の管理並びに霞ヶ浦用水施設の管理を新たに実施した。

(3) 畑地帯の総合整備

我が国の畑地面積は、約234万haであり、全耕地面積の約46%を占めているが、その土地基盤整備は水田に比べ遅れている。

一方、我が国の食料消費構造は、高品質化、他品目化等多様化しつつ、野菜、果実、畜産物等への需要が増大している。

さらに、農作物の自由化に備えて畑作経営の安定を図ることが緊急の課題となっている。

このような情勢に対処し、畑作物の経済的かつ安定的供給を図るため、畑地帯の生産基礎を整備することが緊要である。このため、国営、県営による畑地帯のかんがい施設の整備、農道の整備、区画整理等の各種事業を総合的に実施する総合整備事業を積極的に推進している。

また、6年度における実施事業の実績及び地区数は表3のとおりであり、総額1,298億円の事業を実施した。

ア 国営畑地帯総合土地改良パイロット事業

国営事業については、北海道における畑地帯の基盤整備の遅れを解消し畑作地帯の農業の振興に資するために、大規模畑地帯における土地基盤を総合的に整備することを目的とし、国営総合かんがい排水事業制度に基づいて、受益面積おおむね1,000ha以上のかんがい排水事業（ため池の新設にあってはおおむね500ha以上、明渠排水にあってはおおむね300ha以上）及び農地開発事業並びに区画整理事業を総合的かつ一体的に末端まで一貫して整備を行うものであり、国庫負担率は、各事業ごとの総合負担率となっている。6年度においては、継続地区9地区の事業を推進した。

イ 都道府県営畑地帯総合土地改良事業（一般）

受益面積100ha（離島・奄美・沖縄50ha）以上の畑地帯において、農業用排水施設整備、農道整備、区画整理、客土、暗きょ排水、農用地造成、農地保全及び営農用水の各事業を地域の実情に応じて組み合わせ、総合的・計画的に実施するものであり畑地帯の総合整備の中核をなす事業である。国庫負担率は、45～75%となっており、6年度においては継続地区370地区を積極的に推進するとともに新たに14地区を採択した。

ウ 緊急畑地帯総合整備事業

(ア) 概説

自由化等の影響を被る畑地物の生産地において、生産性の向上、他作物への転換の円滑化等農業経営の合理化を緊急に図るため、元年度に創設され、平成6年度においては新規21地区を採択して、事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

(内 容) 農業用排水施設、農道、区画整理、土層改良、暗きょ排水、農地保全、交換分合、営農用水等

(事業主体) 都道府県、団体

(採択基準) 都道府県営：30ha（奄美・沖縄：20ha）以上

団 体 営：10ha以上

(採択期間) 元年～10年度

(補 助 率) 都道府県営：50～75%

団 体 営：45～75%

エ 担い手育成畑地帯総合整備事業

(ア) 概説

集落単位を基本とし、農地利用の流動化の促進の前提条件となるほ場条件の均質化を図る効率的な基盤整備と担い手の経営安定のための生産環境整備等を総合的に行うため、平成6年度に創設され、新規8地区を採択して、事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

(内 容) 農業用排水施設、農道、区画整理、暗きょ排水、農用地造成、土層改良、農用地の改良・保全又は利用上必要な整備、営農用水施設、農業集落環境管理施設、農業集落道、交換分合等

(事業主体) 都道府県

(採択基準) 20ha（北海道100ha、離島・沖縄・奄美10ha）以上

(補 助 率) 50～75%

オ 高生産性土層改良事業

(ア) 概説

不良土層の構造を改善するための土層改良等を行い、畑作物の生産安定化・輪作体系化の確立、新規畑作物の導入、地域の環境保全等を図るため平成6年度に創設され、新規5地区を採択して、事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

(内 容) 土層改良、暗きょ排水、農用地保全、交換分合等

(事業主体) 都道府県

(採択基準) 30ha（北海道60ha、離島・沖縄・奄美20ha）以上

(補 助 率) 45～75%

(4) 水田地帯の整備

ア ほ場整備事業

ほ場整備事業は、事業の生産基盤である耕地の区画形質の改善、用排水路、道路、暗きょ排水の整備、耕地の集団化等を総合的に実施することにより、農地を機械の効率的な運行と合理的な水管理を行いうる生産性の高い汎用耕地に整備し、農業の生産性向上と農業生産の選択的拡大を狙いとしている。本事業の効果は極めて大きいことから、事業の積極的な推進に努めた。

(ア) 一般

この事業は都道府県が農地等につき行う区画整理事

表1 6年度基幹農業用排水施設整備の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数												
		農林水産省					北海道					沖縄		
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工
国営かんがい排水	(196,865,283)													
	242,585,000	68	(4)	3	27	98	71	(7)	5	19	95	5	(0)	0
(一般型)	(160,242,848)													
	191,345,000	54	(1)	3	27	84	71	(7)	5	19	95	5	(0)	0
かんがい排水	180,665,000	51	(0)	3	27	81	43	(2)	2	19	64	5	(0)	0
国営造成土地改良施設整備	1,800,000	3	(1)	0	—	3	6	(2)	0	—	6	—	(—)	—
直轄明渠排水	8,880,000	—	(—)	—	—	—	22	(3)	3	—	25	—	(—)	—
(特別型)	(36,622,435)													
かんがい排水	51,240,000	14	(3)	—	—	14	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—
土地改良調査計画費	96,878													
都道府県営かんがい排水	(91,936,770)													
	180,576,088	958	(150)	102	4	1,064	93	(24)	19	—	112	26	(3)	7
一般	(62,607,000)													
	122,361,258	355	(32)	22	4	381	49	(13)	7	—	56	26	(3)	7
他事業関連	(2,390,995)													
	4,380,880	9	(2)	—	—	9	—	(—)	—	—	—	0	(0)	0
水田排特	(25,441,375)													
	50,861,550	554	(110)	66	—	620	40	(10)	11	—	51	0	(0)	0
適正管理	(85,400)													
	148,400	3	(1)	—	—	3	—	(—)	—	—	—	0	(0)	0
施設整備	(1,412,000)													
	2,824,000	37	(5)	14	—	51	4	(1)	1	—	5	0	(0)	0
団体営かんがい排水	(6,222,677)													
	11,569,799	381	(146)	109	—	490	6	(—)	18	—	24	43	(4)	10
一般	(5,902,677)													
	10,871,485	370	(134)	91	—	461	6	(—)	18	—	24	42	(3)	9
施設整備	(320,000)													
	698,314	11	(12)	18	—	29	—	(—)	—	—	—	1	(1)	1

- (注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。
 2 実施額の上段()は国費、下段は事業費。
 3 その他団体営かんがい排水のうち、完了は着工分も含む。
 4 完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。
 5 「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策」を含む。

表2 平成6年度 国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

事業名	地帯名	完了地区	新規着工地区	新規全体実施計画地区
かんがい排水	農林水産省	日野川(特)、筑後川下流(佐賀)(特)、筑後川下流(三藩)(特)	大崎、那珂川沿岸(二期)、新矢作川用水	岩木川左岸、巨理・山元、豊川用水第二期、西諸
	北海道	南美原、ネシコシ	当別、空知川右岸(二期)	白滝
	奄美			徳之島用水
国営造成土地改良施設整備	農林水産省	米沢平野		
	北海道	幌加内、大野		
直轄明渠排水	北海道	駒ヶ岳西部、北紋、日出	静内、北斗、オビチャ	

表3 6年度畑地帯総合整備事業の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数											
		農林水産省					北海道					沖縄	
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了
国営畑地帯総合土地改良パイロット	(15,751,616) 18,980,000	—	(-)	—	—	—	9	(-)	—	—	9	—	(-)
都道府県営畑地帯総合土地改良	(58,206,500) 110,819,505	302	(13)	22	—	324	204	(22)	21	—	225	41	(15)
一般	(31,938,000) 60,924,762	225	(11)	7	—	232	128	(15)	7	—	135	17	(3)
緊急畑地帯総合整備	(14,223,000) 27,198,677	77	(1)	9	—	86	53	(7)	9	—	62	18	(11)
畑作農業活性化基盤整備	(12,045,500) 22,696,066	—	(1)	6	—	6	23	(-)	5	—	28	6	(1)
担い手育成畑地帯総合整備	(11,795,500) 22,197,560	—	(-)	4	—	4	23	(-)	3	—	26	6	(1)
高生産性土層改良	(250,000) 498,506	—	(1)	2	—	2	—	(-)	2	—	2	—	(-)

(注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。
2 実施額の上段()は国費、下段は事業費。

業及びこれと相当の関連がある他の事業で区画整理事業に係る受益面積がおおむね200ha(事業地区に係る稲作転換の率がおおむね24%以上のもの及び沖縄県において行うものにあつては60ha、ただし、農地利用権設定促進事業にあつては20ha)以上について、補助率45%(離島50%、沖縄75%、奄美55%)の国庫補助金、県条例に定める割合による県費及び受益者負担金を財源として都道府県が実施するものである。

また、新技術導入促進は場整備事業では、は場整備工事と併せて新技術の導入を行う場合、新技術の施工に係るものについて国庫補助率50%で実施した。

(4) 高生産性大区画は場整備事業

地域の農業生産の方向に沿った土地利用型農業の確立を図るため、大区画のは場を整備し、地域農業の振興と土地利用の秩序化を図る地域において次の事業を行った。

a 低コスト化水田農業大区画は場整備事業

新しい技術等の導入を図りつつ、大規模な農業経営を実現するため、おおむね1ha以上の区画を整備するものであつて、おおむね受益面積20ha以上、国庫補助率50%(離島、琵琶湖及び水源地区55%)で実施した。

b 高度利用集積大区画は場整備事業

農地の流動化による経営規模の拡大を可能とするため、おおむね50a以上の区画を整備するものであつて、おおむね受益面積40ha以上、国庫補助率45%(沖縄75%)で実施した。

(ウ) 21世紀型水田農業モデルは場整備促進事業

は場整備事業等の実施に当たり、農地流動化施策等との連動を図ることにより農業構造の将来展望を踏まえた土地利用調整を促進し、規模の拡大による生産性の一層の向上を図るため、土地改良区等に対して定額の農業生産集積促進費の交付及び土地利用調整指導推進事業に対する補助(補助率50%)を行った。

(エ) 担い手育成のための基盤整備と農地の利用集積
土地利用型農業のコスト低減、経営の体質強化を図るため本事業を創設し、集落段階を基礎とした合意形成に基づき担い手の育成と農地の利用集積を推進する地域において次の事業を行った。

a 担い手育成基盤整備事業

地域農業の中心となる経営体を育成し、効率的・安定的農業構造を作り上げていくため本事業を創設し、地域関係者の意向を踏まえて、農地の流動化や農業農村整備の目標等を定めた農業農村活性化計画を作成し、高生産性は場の整備や畦畔除去等簡易なは場整備などの生産基盤と生活環境の一体的整備をするものであつて、おおむね受益面積20ha以上、国庫補助率50%で実施した。

b 担い手農地集積事業

「担い手育成基盤整備事業(ハード事業)」の実施と併せて、農業農村活性化計画及び担い手育成土地利用調整事業に基づき、ハード事業の完了時までに、将来担い手に育成すると見込まれる農業者及び生産組織等が経営する農業生産面積が事業実施前と比較して一定割合以上増加することを条件に、農林漁業金融公庫等

が土地改良区等に融通する無利子資金制度とともに、都道府県、土地改良区等の行う土地利用調整活動等を支援する事業を実施した。

イ 土地改良総合整備事業

我が国の耕地の整備状況はまだ低く、特に畑地及び水田の汎用化のための整備は遅れており、同一地域において複数の土地改良事業を実施する必要がある。これらの地域の土地改良事業を総合的かつ一体的に実施し、事業効果の早期発現を狙いとして土地改良総合整備事業の積極的な推進を図った。

さらに、施設園芸等の集約型農業の集団化と地域全体の農地利用の秩序化を図るため、農業生産基盤の整備を総合的に推進する集約農業地域再編総合整備事業及び水田の生産性向上と輪作農法の確立等を図るため、営農形態に応じた土地利用の再編に必要な農業生産基盤の整備を総合的に推進する水田地帯営農再編総合整備事業を実施した。

また、新東京国際空港周辺整備関連農業基盤整備事業等を実施し他事業との調整を積極的に図るとともに、水田営農活性化基盤整備事業を実施して水田営農活性化対策の円滑な推進と転作の定着化に資するほか、地域改善対策農業基盤整備事業を実施し歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における関係農家の農業経営の改善と所得の安定を図り、さらにに団体営土地改良事業等の実施予定地区に係る調査設計事業に対する助成を行った。

ア 土地改良総合整備事業（一般）

この事業は、関係農家の生産組織で結ばれた地域を対象として、地域の実情に応じて、畑地帯においては畑作振興、水田地帯にあっては水田の汎用化を図るため必要な基幹事業と併せ行う事業を一体的に実施するもので、都道府県営事業にあっては基幹農業（農業用排水施設整備事業、農道整備事業、暗きょ排水事業、客土事業）の面積がおおむね60ha以上（特殊地域にあっては40ha以上）、団体営事業にあっては、基幹事業（農業用排水施設整備事業、農道整備事業、区画整理事業、暗きょ排水事業、客土事業）の受益面積がおおむね20ha以上（特殊地域にあっては10ha以上）のものについて、国庫補助率45%（北海道・離島・特殊地域50%、沖縄75%、奄美60%）で実施した。

イ 水田営農活性化基盤整備事業

本事業は、米の需給調整と水田における稲作転作を通じて生産性の向上、地域輪作農法の確立等、水田農業の体質強化を図ることを目的とし、水田営農活性化対策の円滑な推進に資するため、農業の生産条件の不利な特殊地域及び排水不良の小規模な団地を対象に実

施するもので、特殊地域において行うものにあつては、用排水施設・農道・暗渠・客土・区画整理・農地保全のうち2以上の事業の受益面積の合計が都道府県営の場合20ha以上、団体営の場合10ha以上となる地区について国庫補助率50%、排水不良地域において行うものにあつては、基幹（用排水施設・農道・暗きょ・客土）となる工種の受益面積がおおむね5ha以上の地区について国庫補助率45%（北海道・離島・特別排水不良地域50%、奄美60%）で実施した。

ウ 地域改善対策農業基盤整備事業

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地域改善対策事業の一環として、対象地区（同和関係農家戸数10戸以上で同和関係農家混住率が原則として5割以上の地区）内の同和関係農家に係る受益面積がおおむね5割以上であつて受益面積がおおむね10ha以上の地区について、3分の2の国庫補助金を県を通じて事業主体に交付する間接補助事業として実施した。

なお、事業主体は原則として市町村となるが、事業主体の負担分については地域改善特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条（地方債）の規定に基づく起債の対象となるとともに、同法第5条（元利償還金の基準財政需要額への算入）の適用を受けることとされている。

エ 調査設計事業

団体営土地改良事業の計画的かつ効率的な実施を図るため、事業実施予定地区の計画書及び実施設計書を兼ねた書類の作成に係る調査設計事業を、補助率50%の国庫補助金を県を通じて事業主体に交付する間接補助事業として実施した。

5年度におけるほ場整備事業、土地改良総合整備事業の実施状況は表4のとおりである。

表4 ほ場整備事業、土地改良総合整備事業の実施状況
(単位：千円)

	地区数	予算額
ほ 場 整 備 事 業	1,506	108,252,000
一 般	1,034	53,458,384
高 生 産 性	232	26,920,000
担 い 手	206	26,783,000
他 事 業	34	1,090,616
土 地 改 良 総 合 整 備 事 業	1,717	49,729,623
一 般	1,400	31,630,800
集約農業地域再編		568,450
水田地帯営農再編		150,000
他 事 業	9	142,750
小 規 模 排 水	308	1,200,000
地 域 改 善 対 策	—	2,400,000
調 査 設 計	—	2,837,623

(5) 農道の整備

農道整備事業は、農業の振興を図る地域において農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため実施されている。

整備された農道は、農業用資機材の運搬、農産物の処理・加工・貯蔵・流通施設等への集出積、それらの施設から市場・消費地へ輸送することなどに利用されている。また、集落間、農村と都市などを有機的に結び、農村地域の日常交通条件の向上にも役立っている。

このように農道整備事業は、農業農村整備を進める上で重要な役割を果たしている。

ア 広域営農団地農道整備事業

広域営農団地育成対策の一環として策定された広域営農団地整備計画に基づく団地内の農道網の基幹となる農道について、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね1,000ha以上、延長がおおむね10km以上、車道幅員がおおむね5m以上になっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

広域営農団地整備計画の地域内等で行う農道離着陸場整備事業は、生鮮食料品等の輸送及び農作業における航空機利用の増加に対応して、農道を活用し、航空機の発着を可能とする農道離着陸場を整備する事業であり、昭和63年度から実施されている。

イ 一般農道整備事業

農道網の基幹となる農道、樹園地等における幹支線農道などの整備を、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、延長がおおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%（北海道50%、離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。ただし、山村振興法、過疎地域活性化特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設または改良を行う事業については、各法の規定により地元負担金がなく、国庫補助金と都道府県費を財源としている。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。事業の実施内容は次

のとおりである。

(ア) 農道の新設または改良 ((イ)～(ウ)以外)

(イ) 山村振興法、過疎地域活性化特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設または改良

(ウ) 広域営農団地農道整備事業に関連する農道の新設または改良

(エ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田畑輪換を行う水田地帯における農道網の一体的整備

(オ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な農道の新設または改良

(カ) 既設農道の舗装整備

ウ 団体営農道整備事業

比較的小規模な基幹農道、幹支線農道などの整備を、市町村、土地改良区等が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね20ha以上、延長がおおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%（北海道50%、離島50%、奄美群島50%、沖縄75%）の国庫補助金を都道府県を通じて事業主体に交付する間接補助事業である。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、水源地域、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯、離島、奄美または沖縄で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

事業の実施内容は次のとおりである。

(ア) 農道の新設または改良 ((イ)～(ウ)以外)

(イ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田畑輪換を行う水田地帯における農道網の一体的整備

(ウ) 既設農道の路面の改良等

(エ) 農道橋の新設または改良

(オ) 軌道等運搬施設の新設または改良

エ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業用機械にかかる揮発油税の減免措置の身替りとして、都道府県または市町村等が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、財源は事業費の50%（北海道及び離島55%、奄美群島75%、沖縄85%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

通称「農免農道」と呼ばれている。

平成6年度における農道整備事業の実施状況は表5のとおりである。

表5 平成6年度農道整備事業の実施状況

事業区分	地区数	実勢国費額(千円)
広域営農団地農道整備事業	330	62,352,000
一般農道整備事業	788	15,654,000
団体営農道整備事業	1,241	21,558,682
道整備事業	1,153	44,508,000

(6) 災害復旧事業及び農地防災事業等

ア 災害復旧事業

(7) 概況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすく、毎年ひん発する台風、集中豪雨、地震、高潮などの災害によって農地の流失、埋没あるいは、河川の堤防、ため池、頭首工などの決壊により農作物などにばく大な損害を与え、また道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、はかり知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)」、農地保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づいて行われ、とくに激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業が災害を受けた場合の災害復旧事業は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、とくに迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な初年度の経費については予備費等をもって措置できることになっている。

(イ) 新規災害

6年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表6のとおりである。

このうち、特に被害の大きい災害について、次の災害を激甚災害として指定し特別の助成措置を行った。

平成6年9月28日から30日までの間の暴風雨及び豪雨(台風26号災害)11月24日指定 政令第368号

また、局地的に激甚であった災害については、農地農業用施設等の災害で市町村を局地激甚災害の特定地域として政令で指定し特別の助成措置を行った。

新規発生災害の6年度における事業の実施状況は、

表7のとおりである。

(ウ) 過年災害

5年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち5年度に完了しなかったものの、6年度における事業の実施状況は、表8のとおりである。

イ 海岸事業

海岸法(昭和31年法律第101号)に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水による被害から農地を保全するため堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との調和を図りつつ海岸環境の整備を実施するほか、公有地造成護岸等整備事業により公共用地造成の促進を図りつつ海岸保全施設の整備を実施した。6年度における海岸保全事業の実施状況は表9のとおりである。

ウ 農地防災等事業

農地防災等事業は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生の未然防止又は土壌の汚染、農業用水の汚濁の除去、若しくは地盤の沈下起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって農業生産の維持と農業経営の安定を図ることを目的としている事業で、次の予算科目に区分されている。

(項) 農業農村整備事業費

(目) 国営総合農地防災事業費

(目) 直轄地すべり対策事業費

(目) 農地防災事業費補助(防災ゲム、ため池等整備、湛水防除事業費補助)

(目) 農地保全事業費補助(地すべり対策、農地保全整備事業費補助)

(目) 公害対策事業費補助(公害防除特別土地改良、水質障害対策、地盤沈下対策事業費補助)

(項) 農業用施設災害関連事業費

(目) 鉱毒対策事業費補助

これらの事業は、土地改良法(昭和42年法律第195号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づくほか、事業の実施については、農地防災事業実施要綱(40年12月24日40農地D第1829号)、農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱(42年3月8日42農地D第24号)、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱(60年4月5日60構改D第395号)、公害防除特別土地改良事業実施要綱(47年1月11日46農地D第808号)及び国営総合農地防災事業実施要綱(元年7月7日元構改D第486号)等に基づいて計画的に行われている。

6年度における各事業の実施状況は、表10のとおりである。

表6 6年災被害額

区	分	箇所数	被害額(千円)
直轄	轄	12	1,698,000
農地	地	8,883	15,494,000
農業用施設	施設	9,025	42,369,000
海岸保全施設等	等	25	1,699,000
計		17,945	61,260,000

表7 6年度新規発生災害の事業実施状況

区	分	事業費(千円)	補助金(千円)
直轄	轄	1,125,648	1,113,824
農地	地	5,924,542	5,184,378
農業用施設	施設	20,985,000	19,779,874
海岸保全施設等	等	1,014,435	790,571
計		29,049,625	26,868,647
直轄災関緊急地すべり		381,559	381,559
農業用施設関連		0	0
災害関連緊急地すべり		3,619,415	2,020,454
海岸保全施設等関連		0	0
災害関連農村生活環境		6,605	3,302
農地災害関連区画整備		98,641	76,202
ため池災害関連		0	0
特別対策			
計		4,106,220	2,481,517
合 計		33,155,845	29,350,164

表8 6年度過年災害の事業実施状況

区	分	事業費(千円)	補助金(千円)
直轄	轄	0	0
農地	5年災		
4年災	地	304,633	264,161
5年災	5年災	10,074,212	9,257,943
農業用施設	4年災	1,852,128	1,758,083
5年災	5年災	26,184,210	25,032,486
海外保全施設	4年災	33,698	25,517
5年災	5年災	149,590	104,759
農業用施設関連	4年災	1,785	1,599
5年災	5年災	52,512	42,916
ため池災害関連	5年災	15,786	13,773
農地災害関連区画整備	5年災	1,341,468	1,037,150
海岸保全施設等関連	5年災	0	0
災害関連農村生活環境	5年災	32,398	16,198
計		40,042,420	37,554,585

表9 6年度海岸保全事業の実施状況

区	分	事業費(千円)	国費(千円)	継続	新規	計	完了
海岸保全施設整備事業(直轄)		3,942,379	3,942,379	4	0	4	0
海岸保全施設整備事業(補助)		14,319,300	7,626,000	230	13	243	19
海岸環境整備事業(補助)		5,059,200	1,686,400	42	2	44	1
公有地造成護岸整備事業(補助)		440,000	176,000	3	1	4	0
計		23,760,879	13,430,779	279	16	295	20

表10 6年度農地防災等事業の実施状況

() は全計地区で外数

区	分	事業費(千円)	国費(千円)	継続	新規	計	完了
国営総合農地防災事業		16,010,000	12,262,243	(2)7	(1)3	(3)10	0
直轄地すべり対策事業		3,642,000	3,642,000	6	(1)1	(1)7	0
農地防災事業							
防災ダム事業		12,863,496	7,306,860	84	12	96	14
ため池等整備事業		77,697,238	41,533,000	1,277	457	1,734	560
湛水防除事業		49,686,358	26,951,000	179	33	212	22
農地保全事業							
地すべり対策事業		17,219,720	9,040,000	922	63	985	62
農地保全整備事業		17,592,924	9,875,000	292	31	323	35
公害対策事業							
公害防除特別土地改良事業		3,172,802	1,800,000	15	2	17	2
水質障害対策事業		10,467,254	5,547,000	54	7	61	13
地盤沈下対策事業		19,862,076	11,390,000	31	3	34	4
農業用施設災害関連事業							
鉍毒対策事業		1,042,000	521,000	2	0	2	0
計		229,255,868	129,868,103	2,869	612	3,481	712

表11 6年度土地改良調査計画費

(単位：千円)

事 項	農林水産省	北 海 道	沖 縄
土地改良調査計画費	12,479,362	3,305,287	460,912
(農 地)	12,478,483	3,305,287	460,912
土地改良事業地区計画費	1,504,000	700,000	130,000
水田営農活性化排水対策特別事業地区計画費	100,000	22,000	—
広域農業開発基本調査費	3,706,877	1,933,381	184,447
農業水利基本調査費	190,850	23,600	2,050
土地改良総合計画調査費	419,300	12,150	9,150
農業用水合理化対策調査費	17,991	—	4,000
地下ダム開発調査費	40,800	—	10,000
営農推進調査費	208,000	36,500	5,500
地域資源利用管理調査費	84,200	7,500	7,500
農村環境診断推進調査費	28,000	3,500	3,500
地域活性化農道整備モデル調査費	15,000	—	5,000
新規格農道整備モデル計画調査費	10,000	5,000	—
水と緑のネットワーク整備計画策定調査費	20,000	—	—
農道環境整備促進計画調査費	10,000	—	—
土地改良事業計画基礎調査費	965,888	61,033	60,119
市街化区域内農地の開発動向調査費	10,000	—	—
水情報管理調査費	35,000	—	1,000
農村総合整備モデル事業実施計画審査指導費	15,716	—	610
農村地域整備計画策定指導費	5,184	—	186
土地改良技術調査費	3,492,971	44,463	19,865
土地改良事業実施調査費	181,827	15,212	349
大規模地震防災対策調査費	2,500	—	—
ため池等施設整備対策調査費	8,100	—	—
地域総合農地防災計画調査費	11,220	—	—
地すべり地域管理強化対策調査費	2,000	—	—
国営土地改良事業計画手続費	7,200	6,000	—
農村地域工業導入関連換地特別対策調査費	1,364	—	—
土地改良事業換地等対策調査費	69,660	14,759	353
土地改良費用負担合理化調査費	8,678	139	183
農業用排水路等利用調整対策調査費	5,000	—	—
水資源開発公団管理施設調査費	21,700	—	—
土地改良区運営実態等統計調査費	5,525	—	—
交換分合推進開発検討調査費	2,285	—	—
農地再編パイロット事業地区計画費	379,000	270,000	—
農用地開発事業地区計画費	35,000	10,200	—
農林地総合開発整備基本調査費	116,300	15,900	15,900
国有林野等活用資源利用開発調査費	15,000	—	—
干拓調査計画費	15,000	—	—
農用地再編開発事業計画基礎調査費	95,000	54,800	—
農山漁村リゾート地域総合開発整備調査費	54,000	—	—
農用地等整備調査計画費	457,820	69,150	1,200
ランドサット情報の活用による土地改良調査計画検討調査費	25,000	—	—
補助事業審査費	79,527	—	—
(草 地)			
補助事業審査費	879	—	—
農業生産基盤整備調査計画費補助	245,325	20,690	2,895

(7) 土地改良調査計画の拡充

ア 調査計画

6年度においては、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するため、国営地区調査及び広域農業開発基本調査等を行うとともに、非農業的土地需要へ適切な対応を図るため集落の土地利用構想の策定、地域特有の

資源について各種対策の実施に対する基礎的情報の検討、不作付水田及び休耕田を活用した水質改善効果の検討等について調査を実施した。

調査計画は表11のとおりである。

表12 6年度国営地区調査の実施状況

区 分	農林水産省				北 海 道				沖 縄			
	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了
一 般	14	4	18	4	14	2	16	3	1	1	2	—
直轄明渠排水	—	—	—	—	5	2	7	2	—	—	—	—
合 計	14	4	18	4	19	4	23	5	1	1	2	—

イ 6年度調査地区

6年度に調査計画を実施した地区は表12のとおりである。

(8) 土地改良施設の管理

近年の国営土地改良事業をはじめとする各種の土地改良事業の進展に伴い、農業用排水施設など数多くの土地改良施設が造成されている。

こうした土地改良施設は、農業生産活動にとって基本的な施設であるばかりでなく、地域社会にとっても公益的機能を有する社会資本としての位置づけが高まっており、土地改良施設を長期にわたって維持保全していくことが農業はもとより社会経済活動にとっても重要な課題になっている。

ア 国営造成施設管理事業等

(ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設については国が管理事業を行っており、6年度は5地区で実施した。

(イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業で、6年度は1地区で実施した。

(ウ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の変更協議に必要な資料の作成等を行う事業で6年度は14地区で実施した。

(エ) 国営造成施設権利調整対策事業

国営造成施設である管水路等の保全を図るため、区分地上権の設定等を行う事業で、6年度は2地区で実施した。

(オ) 国営造成施設県管理費補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業で、6年度は26地区で実施した。

イ 土地改良施設技術管理事業

(ア) 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業

基幹的水利施設を管理する土地改良区等に対して、県土連の技術者が施設の操作、点検、整備等の指導援助を行う事業で、6年度は33道県で実施した。

(イ) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等に対し事業完了前から操作技術の習熟等を図る操作体制整

備と、国営造成施設を管理している土地改良区等の管理体制の再編整備を行う事業で、6年度は36地区で実施した。

(ウ) 土地改良施設修繕保全事業

国、県営造成の基幹水利施設の管理設備の修繕工事と、機能低下の原因となる汚泥等の除去・防止のための保全工事等を緊急に行う事業で、6年度は67地区で実施した。

(エ) 水利施設総合管理システムモデル事業

広範囲にわたって農業用排水施設を管理する土地改良区等を対象として、総合管理システム建設及び効率的な施設管理をモデル的に実施する事業で、6年度は3地区で実施した。

(オ) 土地改良施設管理技術者育成事業

土地改良施設を管理する土地改良区等の施設管理技術者の確保と技術力向上のため、全土連が研修を行う事業で、6年度は全国8ブロックで実施した。

(カ) 国営造成施設管理費積立推進事業

国営土地改良事業実施中において、国営造成施設の管理費の負担区分のあり方等を定め、事前積立等を推進する事業で、6年度は9地区で実施した。

(キ) 土地改良施設安全管理推進事業

土地改良施設の安全管理を推進するため、施設管理者等に対し啓発・指導を行う事業で全土連が実施した。

(ク) 農業水利施設台帳整備事業

国営土地改良事業により造成された農業水利施設のうち、国が土地改良区等に管理委託している施設について、農業水利施設台帳を整備する事業で、6年度は119地区で実施した。

(ケ) 実施状況（6年度）

	地区数	予算額(千円)
直轄管理事業	5	1,052,015
広域農業水利施設総合管理事業	1	327,408
国営造成施設水利管理事業	14	113,900
国営造成施設権利調整対策事業	2	39,000
県管理費補助事業	26	1,449,753
基幹水利施設技術管理強化特別指導事業	33(道県)	716,147
国営造成施設管理体制整備促進事業	36	266,421
土地改良施設修繕保全事業	67	1,426,465
水利施設総合管理システムモデル事業	3	39,174
国営造成施設管理費積立推進事業	9	18,000
農業水利施設台帳整備事業	119	213,500

3 農用地開発事業等の実施

(1) 農用地整備公団事業

ア 農用地整備公団の経緯等

農用地整備公団は、農用地開発公団が昭和63年7月の法律改正を受けて改組されたものである。

農用地開発公団は、農用地開発公団法（昭和49年法律第43号）に基づき、開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当な範囲にわたって存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的として昭和49年6月に設立された。

その後、農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和52年法律第70号）により公団の業務の範囲は拡大し、国営干拓事業により造成される干拓地においても事業ができるようになってとともに、昭和40年の設立以来八郎潟干拓地において新農村の建設を行ってきた八郎潟新農村建設事業団がその工事完了に伴い解散することとなったため、受益者からの賦課金徴収業務等並びに事業団の一切の権利及び業務を公団が承継することとなった。

さらに、昭和57年に農用地開発公団法の一部が改正され（昭和57年法律第51号）、国際協力事業団等々の委託に基づいて行う海外農業開発に関する調査等の業務及びこれに関連して必要な情報の収集・整備の業務が新たに追加された。

しかし、その後の我が国の農業をとりまく情勢の変化に対応するため、また、昭和61年6月の臨時行政改革推進審議会の答申にもかんがみ、昭和63年7月に農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和63年法律第44号）により農用地開発公団が農用地整備公団に改組され、これまで行ってきた農用地造成を中心とした農畜産物の濃密生産団地建設事業にかかわる新たな業務として、農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るための既耕地の整備を中心とした事業を実施することとなった。

イ 業務内容

農用地整備公団は、農業構造の急速な改善の必要な農業地域内において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施する農用地総合整備事業及び自然条件の特殊性に起因した障害が生じている特定の地域において、その障害を除去するために必要な用排水施設の新設又は改良の事業を短期集中的に実施する農用地等緊急保全整備事業を実施し

ている。

また、従来からの農用地の造成に関連する土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の整備等を総合的に実施する広域農業開発事業及び畜産基地建設事業は、現在実施中の地区を継続実施し、平成10年度を目途に完了することとなっている。

なお、当分の間、これに加えてNTT-A型プロジェクトに対する貸付業務を行うこととなっている。

農用地総合整備事業は、農業的土地資源に恵まれ、農業構造改善の必要があり、外部インパクト等を活用して生産性の高い農業生産地域を形成することが可能な地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するもので（農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設整備の受益面積が1,000ha以上）、補助率は、工種毎に内地40%～2/3、北海道40～80%以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

農用地等緊急保全整備事業は、地盤の相当部分が泥炭土又は琉球石灰岩からなることに起因して生じる障害を除去するために必要な農業用排水施設の新設又は改良を行うもので（受益面積3,000ha以上）、補助率は北海道のうち田75%、畑80%、沖縄95%以内である。

広域農業開発事業は、農用地の改造を中心として、大規模な畜産経営農家等の創設若しくは育成又は共同利用牧場の建設等による飼料基盤の拡大を通じて地域の農畜産物の生産の合理化を図り、濃密生産団地を建設するもので（農用地造成面積500ha以上）、補助率は、工種毎に40%～2/3以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

畜産基地建設事業は、畜種複合型事業と単一畜種型事業に区分されるが、現在実施しているのは畜種複合型のみである。畜種複合型事業は、農用地の造成を中心とし、家畜排せつ物の土地還元利用等を基軸とする畜産と耕種農業の有機的な結合を通じて農畜産物の生産の合理化を図り、濃密生産団地を建設するもので（農用地造成面積150ha以上であり、かつ、飼養頭羽数（豚換算）1万頭以上）、補助率は、55%以内である。

ウ 業務の実施状況

(ア) 農用地整備公団国内業務

a 農用地総合整備事業

元年度から事業を実施し、日野区域（鳥取）のほか4区域を継続実施するとともに、石川南部区域（福島）について全体実施設計及び新規着工を行い、下北中央区域（青森）のほか2区域について全体実施設計を行った。

b 農用地等緊急保全整備事業

63年度から事業を実施し、石狩川下流左岸区域（北海道）のほか3区域及び宮古（沖縄）区域を継続実施した。

c 広域農業開発事業

49年度から事業を実施し、阿蘇区域（熊本）を継続実施した。

d 畜産基地建設事業

49年度から事業を実施し、津軽西部区域（青森）、吾妻利根区域（群馬）の計2区域を継続実施した。

なお、6年度における実施状況は、表13のとおりである。

表13 6年度農用地整備公団国内事業の実施状況
(単位：千円)

事業名	区域数	事業費	国費
農用地整備公団事業	17	38,612,000	27,957,000
農用地総合整備事業	9	11,504,000	7,855,694
農用地等緊急保全整備事業	5	16,408,000	12,980,000
広域農業開発事業	1	6,000,000	4,536,306
畜産基地建設事業	2	4,700,000	2,585,000

(イ) 農用地整備公団海外業務

国際協力事業団からの委託に基づき、ウガンダ国、モンゴル国、メキシコ国において開発調査を、また、インドネシア国、パラグアイ国において海外村づくり協力を実施した。

この他に農林水産省からの補助事業として、海外農業開発に必要な種々の情報の整備、砂漠化防止や熱帯林保全に対処するための技術情報の収集分析や実証調査、地球規模の農業農村開発構想のための基礎調査、水田農業の環境保全効果等についての調査を実施した。

なお、6年度における実施状況は表14のとおりである。

表14 6年度農用地整備公団海外事業の実施状況
(単位：千円)

(1) 受託事業

開発調査（農業農村開発に関するマスタープラン作成）

ウガンダ国中部農業総合開発計画

モンゴル国中部地域農牧業農村総合開発計画

メキシコ国ハリスコ州海岸地域農牧業農村総合開発計画

プロジェクト方式技術協力（村づくり協力）

インドネシア国南東スラウェシ州農業農村総合開発計画

パラグアイ共和国ピラル南部地域農村開発計画

受託額 460,653

(2) 補助事業

海外農業開発技術情報整備 補助額 135,677

海外村づくり基礎調査 " 36,623

砂漠化防止等環境保全対策調査 " 380,753

地球規模農業・農村開発基礎調査 " 9,441

熱帯林保全総合農業農村対策調査 " 198,595

海外水田農業環境保全効果調査 " 7,747

(2) 農用地再編開発事業

農用地再編開発事業は、既耕地と未墾地の一体的整備による地域農業の再編整備を行い、生産性の高い優良農地を確保するとともに土地利用の秩序化を実現し、主産地の形成、効率的な農業経営の実現等を推進するものである。平成元年度には、農地開発事業について、国が事業主体となる国営農地開発事業制度を廃止し、継続中の地区の早期の完了を図るとともに、国営農地再編パイロット事業を新たに創設し、土地利用の秩序化を通じ、農村地域の活性化を積極的に推進することとした。なお、各事業の予算は表15のとおりである。

ア 国営農地再編パイロット事業

農村地域の総合的な活性化に資するため、既耕地の整備を主体として、非農業的土地利用を含めて土地利用の秩序化を図るものである。6年度は、全体実施設

表15 農地開発事業、草地開発事業の概要（成立予算）

(一般会計)	地区数	総事業費 (千円)	6年度 (千円)	7年度以降 残事業費 (千円)	造成面積 (ha)
(農林水産省)					
(項) 農用地開発事業費					
(目) 農用地開発事業費補助	82	123,547,016	(4,888,950) 5,816,950	63,878,139	4,265
県営農地開発	59	109,577,900	(4,181,950) 5,109,950	57,562,049	3,692
団体営農地開発	21	12,506,611	(625,000) 625,000	5,893,737	388
県営草地開発	2	1,462,505	(82,000) 82,000	422,353	185

〔一般会計〕	地区数	総事業費 (千円)	6年度 (千円)	7年度以降 残事業費 (千円)	造成面積 (ha)
(北海道)					
(項)北海道農用地開発事業費					
(目)農用地開発事業費補助	36	32,811,001	(1,629,000) 1,629,000	12,819,564	4,482
道営農地開発	34	30,775,132	(1,548,000) 1,548,000	11,538,554	3,224
道営草地開発	2	2,035,869	(81,000) 81,000	1,281,010	158
(離島)					
(項)離島振興事業費					
(目)農用地開発事業費補助	3	4,371,825	(242,000) 284,000	2,273,382	162
県営農地開発	3	4,371,825	(242,000) 284,000	2,272,382	162
(沖縄)					
(項)沖縄振興事業費					
(目)農用地開発事業費補助	21	15,630,430	(1,690,000) 1,690,000	8,393,392	748
県営農地開発	7	8,439,750	(780,000) 780,000	4,477,707	419
団体営農地開発	14	7,190,680	(910,000) 910,000	3,915,685	329
(奄美)					
(項)離島振興事業費					
(目)農用地開発事業費補助	9	3,901,545	(331,050) 361,050	1,907,588	159
県営農地開発	1	968,250	(76,050) 86,050	452,719	59
団体営農地開発	8	2,933,295	(255,000) 275,000	1,454,869	100
〔国営土地改良事業特別会計〕					
(農林水産省)					
(項)土地改良事業費					
(目)国営農用地再編開発事業費	(1) 32	890,410,000	47,950,000	349,747,162	14,048
一般型	(1) 31	858,110,000	44,300,000	343,155,805	13,499
国営農地再編パイロット	5	44,600,000	5,380,000	34,158,624	181
国営農地開発	13	322,900,000	16,450,000	146,494,288	7,136
国営総合農地開発	13	490,610,000	22,470,000	162,502,893	6,182
特別型	1	32,300,000	3,650,000	6,591,357	549
国営農地開発	1	32,300,000	3,650,000	6,591,357	549
(北海道)					
(項)北海道土地改良事業費					
(目)国営農用地再編開発事業費	48	316,500,000	25,030,000	87,961,706	26,737
一般型	48	316,500,000	25,030,000	87,961,706	26,737
国営農地再編パイロット	8	34,550,000	3,070,000	28,115,787	298
国営農地開発	19	128,530,000	10,810,000	25,793,492	10,566
国営総合農地開発	14	129,430,000	8,540,000	27,484,049	12,491
国営草地開発	7	23,990,000	2,610,000	6,568,378	3,382
(奄美)					
(項)離島土地改良事業費					
(目)国営農用地再編開発事業費	1	29,600,000	2,200,000	13,884,680	566
一般型	1	29,600,000	2,200,000	13,884,680	566
国営農地開発	1	29,600,000	2,200,000	13,884,680	566

(注) 1. 地区数欄 () は全計地区で外数。

計1地区(農林水産省1), 継続10地区(農林水産省4, 北海道6), 新規着工3地区(農林水産省1, 北海道2)を実施した。

イ 農地開発事業

(ア) 農地開発事業

農地開発事業は, 未墾地の開発を主体とし, 受益農家の経営規模の拡大を図るとともに, 需要の動向に即した生産性の高い農業を営むことができるように基幹的土地改良施設の整備を行う事業である。この事業には事業主体によって国営農地開発事業, 県営農地開発事業, 団体営農地開発事業がある。

6年度における実施地区数(全体実施設計地区を含む。)国営61地区(農林水産省27, 北海道33, 奄美1), 都道府県営123地区(農林水産省68, 北海道42, 離島3, 沖縄8, 奄美1)団体営50地区(農林水産省26, 沖縄16, 奄美8)であり, このうち国営9地区(農林水産省3, 北海道6), 都道府県営20地区(農林水産省9, 北海道9, 沖縄2)団体営の10地区(農林水産省8, 沖縄2, 奄美1)が完了した。

(3) 国営干拓事業等

ア 干拓事業

干拓事業は, 海又は湖沼を堤防で締め切り干陸することにより農地を造成する事業である。

(ア) 特別会計(一般型・特別型)

国営干拓事業は, 一般会計からの繰入金(毎年度の事業費の2/3~70%)と資金運用部からの借入金によって事業実施されており, 借入金およびその利息は, 事業完了後地元負担金として徴収することになっている。平成6年度における特別会計予算額の事業別内訳は表16のとおりである。

(イ) 一般会計

表16 国営干拓事業特別会計予算事業別内訳
(単位: 千円)

事業区別	地区数	予算額
一般型	1	87,721
特別型	4	13,021,332
計	5	13,109,053

表17 一般会計予算(補助干拓等事業別内訳)
(単位: 千円)

事業別	地区数	予算額
県営干拓事業	2	140,470
干拓地等農地整備事業	35	3,536,530
合計	37	3,677,000

6年度における実施地区数は37地区(農水36地区, 沖縄1地区)である。

一般会計で実施しているのは, 補助干拓等事業であり6年度予算額は, 36億7,700万円(前年度は38億7,100万円)でその事業別内訳は表17のとおりである。

(4) 調査計画

ア 国営農地再編パイロット事業調査計画

6年度は, 前年度から継続調査11地区(農林水産省6, 北海道5)に新規採択4地区(農林水産省2, 北海道2)を加えて15地区について土地改良事業計画の案の作成のための調査を行った。(表18)

イ 農地開発事業調査計画

(ア) 都道府県営農地開発事業地区

6年度は1地区(北海道1)について, 特に専門的な技術が必要とする事項について国が調査を行った。

ウ 農用地等整備調査計画地区

農用地総合整備事業においては, 継続調査6地域(農林水産省5, 北海道1), 新規採択調査3地域(農林水産省3)について基本調査を行った。また, 事業化を目途として継続調査4地区(農林水産省3, 北海道1), 新規採択調査4地区(農林水産省4)について地区調査を行った。(表19)

4 農村の総合的整備

農業及び農村は, 国民食料の安定的供給, 国土の保全, 自然環境の維持培養, 国民のレクリエーションの場の提供等多面的な機能と役割を有している。このような機能と役割を果たしている農業及び農村の健全な発展を期するためには, 農業の近代化を図るとともに, 都市に比べて立ち遅れている農村の生活環境を整備することが緊要である。

このため, 生活環境の整備を積極的に推進するとともに都市にも開かれたゆとりある農村空間の創出を図る総合的な整備を実施している。

(1) 農村総合整備モデル事業

農業生産と生活が同一の場で展開されるという農村地域の特質にかんがみ, 生産性の高い農業を展開するための基盤作りと併せて生活環境の整備を計画的かつ一体的に進めるため, 農業生産基盤の整備と併せて生活環境条件の整備を図る農村総合整備モデル事業を48年度から実施している。

この事業は, 国土庁の指導助成のもとに市町村が策定した農村総合整備計画に即し, その地域のモデルとしてふさわしい地区について作成された事業実施計画に基づいて実施されるものである。事業の種類及び内容は, ①農業生産基盤整備事業(ほ場整備, 農業用排水施設整備, 農道整備等), ②農村環境基盤整備事業(農業集落道整備, 農業集落排水施設整備, 営農飲雑用

表18 国営農地再編パイロット事業調査計画地区

区 分	地区名	県支庁名	地区面積 (ha)	受益面積 (ha)	導 入 作 物 等	調査期間 (年度)	調査費 (千円)	備考
農林水産省								
(継続)	山元	宮城	(21) 800	(20) 709	水稻, いちご, 野菜, りんご	H2~H6	19,000	
	印旛	千葉	(20) 630	(20) 570	水稻, さといも, きゅうり, トマト	H4~H6	20,000	
	紀伊日高	和歌山	(22) 801	(20) 736	水稻, 花卉, いんげん	H4~H6	60,000	
	広島北部	広島	(13) 606	(10) 483	水稻, レタス, トマト, 青梅	H4~H6	40,000	
	北松	長崎	(30) 580	(30) 498	水稻, 麦, 飼料, ばれいしょ, たまねぎ, 白菜, キャベツ	H5~H7	70,000	
	高原	熊本	(72) 706	(60) 627	水稻, 麦, メロン, 里芋, 茶, レタス, 飼料, 桃, 梨	H5~H7	30,000	
(新規)	養老	岐阜	(15) 1,080	(15) 750	水稻, 小麦, トマト, 牧草, たまねぎ, きゅうり	H6~H8	70,000	
	亀岡	京都	(40) 575	(30) 480	水稻, 大豆, ほうれんそう, 花卉	H6~H7	70,000	
	小計	8 地区	(233) 5,778	(205) 4,853				
北海道								
(継続)	京極	後志	(14) 464	(14) 453	ばれいしょ, てんさい, 小麦, 小豆, たまねぎ	H4~H6	40,000	
	新下川	上川	(50) 820	(50) 815	水稻, 小麦, 牧草, ばれいし ょ, たまねぎ, とうもろこし	H4~H6	40,000	
	美葉牛	空知	(14) 570	(14) 518	水稻, 小麦, 小豆, てん菜, かぼちゃ, メロン, 人参	H5~H7	30,000	
	三石	日高	(220) 1,660	(220) 1,580	水稻, 牧草, 野菜, 花き, 青 刈りとうもろこし	H5~H7	30,000	
	以久科	網走	(10) 1,330	(10) 1,320	小麦, ばれいしょ, てん菜, 人参, デントコーン, 牧草	H5~H7	30,000	
(新規)	雄武	網走	(100) 1,500	(100) 1,480	牧草	H6~H8	50,000	
	報徳	十勝	(50) 880	(50) 850	小麦, ばれいしょ, てん菜, だいこん, ほうれんそう	H6~H8	50,000	
	小計	7 地区	(458) 7,224	(458) 7,016				

(注) () は、開畑で内数である。

表19 農用地等整備調査計画地区

区 分	地区名	県支庁名	受益面積 (ha)	主 要 工 事 計 画	調査期間 (年度)	調査費 (千円)	備考
農林水産省							
(継続)	下 北 中 央	青森	2,290	区画整理, 農用地造成, 農業 用道路	H5~H6	30,000	総合整備
	羽 昨	石川	4,570	区画整理, 暗渠排水, 農業用 道路	H5~H7	30,000	〃
	都 城	宮崎	9,440	区画整理, 農業用道路	H4~H6	15,000	〃
(新規)	美 濃 東 部	岐阜	5,254	区画整理, 暗渠排水, 農用地 造成, 農業用道路	H6~H7	30,000	〃
	泉 州 東 部	大阪	1,670	区画整理, 暗渠排水, 農用地 造成, 農業用道路	H6~H7	30,000	〃
	黒潮フルーツライン	和歌山	2,830	区画整理, 農用地造成, 農業 用道路	H6~H7	30,000	〃
	大 隅 中 央	鹿児島	19,137	区画整理, 客土, 農業用道路	H6~H7	40,000	〃
北海道							
(継続)	幕 別	十勝	10,700	区画整理, 暗渠排水, 農業用 道路	H5~H6	30,000	〃

水施設整備等)、③農村環境施設整備事業(農村環境改善センター整備、農村公園施設整備等)及び④特認事業となっている。

6年度には、前年度に農村総合整備計画(国土庁)を策定した市町村20地区(内地19、沖縄1)について新たに事業実施計画を作成したほか、20地区(内地19奄美1)において新規着工を行った。なお、この事業の前提となる農村総合整備計画は、1期対策(49年度～51年度)430市町村、2期対策(52年度～56年度)420市町村、3期対策(57年度～62年度)343市町村、4期対策(63年度～4年度)130市町村に引続き、5期対策(5年度～9年度)100市町村のうち、6年度には20市町村において策定された。

農村総合整備モデル事業等の実施状況は、表20のとおりである。

表20 農村総合整備モデル事業等の実施状況
(単位：千円)

	5年度	6年度
農村総合整備モデル事業費補助等	51,809,000	49,269,000
農村総合整備計画調査費(国土庁)	298,676	298,532

6年度に新規着工した20地区の採択総事業費は340億円であった。

(2) 農村基盤総合整備事業

本事業は、農業生産性の向上を図るとともに健全な農村地域社会の建設に資するため、長期的観点に立ち各種施設の適正配置を含めた土地利用区分を踏まえ、近代的農業を展開するために必要な諸条件の整備と農村生活環境の整備を推進するもので次の2事業がある。

ア 農村基盤総合整備パイロット事業(総バ事業)

本事業は、旧市町村程度の広がりをもつ一次生活圏程度の区域を対象として農業用排水施設整備、農道整備、は場整備、農地開発、草地開発等の土地基盤の整備及びこれと密接な関連を有する農業近代化施設等用地整備、農業集落排水施設整備、農村公園緑地整備等の生活環境基盤の整備を総合的に行うこととして、47年度より都道府県営事業としてパイロット的に実施している事業である。

6年度には、継続13地区で事業を実施しているが、イの農村基盤総合整備事業の発足に伴い新規着工は51年限りとなっている。

イ 農村基盤総合整備事業(ミニ総バ)

本事業は、数個の農業集落の区域を対象として農業生産基盤整備事業(は場整備、農業用排水施設整備、

農道整備、農用地開発、農用地の改良又は保全)並びにこれと関連をもつ農村生活環境基盤整備事業(農業集落整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備、農村公園緑地整備、農業近代化施設等用地整備、集落防災安全施設整備)及び特認事業を総合的に実施するものでアの総バ事業を一般制度化し、51年度から発足した事業である(一般型)。

また、都市近郊等の農業集落においては宅地等による優良農用地のスローロールのかい廃や混住化による生産・生活環境の劣悪化が顕著になっており、優良農用地の保全・農用地の利用の効率化を図るための計画的な土地利用誘導が急務となっている。このことから、62年度に「集落地域整備法」が制定される一方で、農村基盤総合整備事業を制度拡充し、従来の一般型事業の他に、集落型事業を発足させた。本事業は、農地等の土地の計画的土地利用を図り、農業及び農業集落の健全な発展に寄与するため、数個の農業集落の区域を対象として一般型事業と同様な事業種類に加えて、集落土地基盤整備事業(主として農振白地農用地を対象として、換地等により非農地を捻出するとともに、耕作を継続する上で必要限度の整備水準で、は場整備その他農用地の改良又は保全のため必要な事業)を実施する事業である(集落型)。

国庫補助率は50%(沖縄75%、奄美55%)であり、6年度には一般型273地区、集落型43地区の継続地区の事業を実施するとともに、一般型4地区について新規着工を行った。

農村基盤総合整備事業の実施状況は表21のとおりである。

表21 農村基盤総合整備事業の実施状況
(単位：千円)

	5年度	6年度
農村基盤総合整備事業	19,975,000	14,792,000

(3) 農村総合環境整備事業

ア 生活環境関連整備

農村地域の混住化の進展や国民の価値観の変化に伴い、農村地域は非農家の生活の場としてその重要性が見直されるとともに、国民全体から水と緑に恵まれた豊かな自然環境を保持している憩いの場としての期待も高まっている。このため、農村景観や親水等にも配慮した整備を進め、都市住民にも開かれた豊かな農村空間の創出による農村の活性化を図るため、農村活性化住環境整備事業(農地及び農業集落の整備と一体的に新規宅地予定地の創出及び周辺の環境整備を実施)、